

第3期茨城県衛生研究所中期運営計画（R3～7）

令和3年3月

茨城県衛生研究所

I 衛生研究所の果たす役割

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的に設置されている（「地方衛生研究所設置要綱」平成9年3月14日厚生省発健政第26号厚生事務次官通知）。

感染症に係る近年の話題といえば新型コロナウイルス感染症（COVID-19）である。令和2年1月に世界保健機関が緊急事態を宣言し、3月にはパンデミックの状態にあると表明され、世界規模の混乱を招いた。令和元年7月にはエボラ出血熱に関する緊急事態が宣言されるなど、今後も国境を超えた広範囲にわたる新興・再興感染症の発生が危惧されている。また、食品の異物混入事件や、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌等による集団食中毒が各地で度々発生するなど、消費者の食の安全・安心に対する不安感や不信感は依然として高い。

本県でも、感染症や食中毒の発生はもとより、東海村のJCOにおける臨界事故の発生（平成11年9月）、神栖町（現・神栖市）における有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシン酸）汚染地下水による健康被害（平成15年3月）などがあり、不特定多数の県民に健康被害が発生又は拡大する場合の対応が求められている。

そのため、当研究所では、県民の健康で安全な生活を支えるため、食品や医薬品等の安全性を確保するための試験検査を実施し、健康被害を未然に防止するとともに、突発的な健康危機事案の発生に備えた検査体制を維持・強化し、被害の拡大防止に取り組む。また、世界の社会情勢等を踏まえた調査研究を進め、保健衛生行政の効率的な推進に取り組むとともに、外部研修・学会等への積極的な参加等により、研究者の資質向上及び人材育成に取り組む。さらに、当研究所内に設置している「茨城県感染症情報センター」を先頭に、公衆衛生に係る最新情報を収集・解析して関係機関及び県民へ迅速かつ分かりやすく提供し、感染症等の発生予防及びまん延防止に取り組む。

II 中期運営計画の期間

中期運営計画の期間は、令和3年度から7年度の5年間とする。

Ⅲ 計画期間に行う業務

い) 県民に対して提供する業務

1 調査研究

公衆衛生及び地域保健に関する社会情勢の変化や県民ニーズを踏まえて、感染症予防や食品衛生対策等の保健衛生行政の効率的な推進に寄与するため、地域特性に着目した調査研究を重点的に進める。

また、緊急性があり必要な調査研究も実施する。

(1) 感染症や食中毒における原因物質（細菌・ウイルスなど）の同定や感染経路を推定するための調査研究

研究の方向

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめとする新興・再興感染症や、腸管出血性大腸菌による広域的な大規模食中毒事案など、健康危機事案の発生は後を絶たない。これらの事案の発生を未然に防止するため、また、事案発生時に迅速に対応するため、原因物質の同定や感染経路の推定等、疫学解析に取り組む。

(1) - 1 茨城県内におけるカルバペネム耐性菌等の実態調査に関する研究 (研究期間：平成 31(令和元)～令和 3 年度)

【背景】

近年、カルバペネム耐性菌由来感染症の届出が増加しており、公衆衛生上の問題となっている。特にカルバペネマーゼ産生菌は多剤耐性傾向・高まん延リスク等の理由から警戒を要する。そのため、茨城県においてもカルバペネム耐性菌の菌株収集と薬剤耐性遺伝子解析を実施し、カルバペネマーゼ産生菌の検出状況の実態を把握する必要がある。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）84 株（行政検査 53 株、調査研究 31 株）を収集し、薬剤耐性関連検査を実施するとともに、解析情報	菌株の収集を継続し、茨城県内における CPE 検出率や保有遺伝子の経年推移を調査する。 また、得られた解析データをまと

<p>を医療機関に還元した。</p> <p>また、カルバペネマーゼ産生菌（CPE）と判定された菌株については、カルバペネマーゼ遺伝子のシーケンス解析を実施し、亜型を決定した。</p>	<p>め、関係医療機関をはじめ、ホームページ等により広く情報還元を行う。</p>
---	--

（１）－２ 茨城県における結核菌分子疫学解析に関する研究

（研究期間：平成 28～令和 4 年度）

【背景】

結核は届出患者数が 500 人以上と県内で最も多い感染症である。茨城県では疫学情報を基に集団感染事例を探知し、遺伝子型別検査（VNTR 検査）で確認している。しかし、検査結果が同一遺伝子型であっても、VNTR 検査は結核菌ゲノム上の一部分のみを解析しているため、偶発的一致の可能性を否定できず、疫学情報が乏しい場合は散発事例として扱われている。

結核感染拡大防止及び集団感染再発防止のためには、患者の行動状況や生活環境等の疫学情報だけでなく、結核菌のより詳細な遺伝子情報から、正確な集団感染の見極め及び地域に存在する隠れた感染経路を明らかにすることが重要である。さらに、近年は薬剤耐性結核菌の増加が問題となっており、県内の薬剤耐性菌の遺伝子情報を把握することが求められている。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<p>これまでに遺伝子抽出法及び前処理工程について決定した。</p> <p>また、過去に集団感染事例と断定された 3 事例（17 株）や地域内伝播疑い 4 事例（58 株）について、次世代シーケンサー（NGS）による全ゲノム解析を実施し、従来の VNTR 検査との比較検討中である。さらに、散発事例等についても解析を進めている。</p>	<p>新たに発生した患者由来の結核菌について全ゲノム解析を実施し、疫学情報と併せ、有用性を検証する。</p> <p>さらに、感染経路及び薬剤耐性関連遺伝子保有状況等を把握する。</p>

(1) - 3 野生動物における人獣共通感染症の網羅的病原体解析に関する試験研究

(研究期間：平成 28～令和 4 年度)

【背景】

近年、野生動物の生息数の増加や人の生活圏侵入による被害が社会的問題となっている。本県においてもイノシシが増加しており、捕獲数は平成 10 年の 690 頭から平成 27 年の 6069 頭へと約 10 倍となっている。

イノシシが保有し、人に重篤な症状を示す疾病には日本脳炎、E 型肝炎、重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 等がある。予備調査から、本県で捕獲されたイノシシが日本脳炎や E 型肝炎ウイルスを保有していることが明らかとなった。平成 28 年には茨城県を推定感染地域とする日本脳炎患者の 8 年ぶりの発生や E 型肝炎患者数の急増がみられている。

人への感染が報告されている微生物の多くが野生動物由来であるが、野生動物の感染症研究の歴史は浅く、十分な知見がない。また、病原体を保有する野生動物の分布は一様ではなく、地域毎の実態調査及び注意喚起が重要である。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<p>イノシシ 56 頭の検体を収集し、次世代シーケンサー (NGS) による全ゲノム解析を行った。</p> <p>これまでヒトに重篤な症状を示す日本脳炎や E 型肝炎、食中毒に起因する細菌が検出された。また、マダニ中の病原体検出では、ヒトに病原性を示すリケッチアの病原体が複数検出された。</p>	<p>引き続き野生動物の検体や媒介動物に含まれる病原体を網羅的に探索し、データ収集及び知見を高める。</p> <p>また、得られた情報を分かり易く集約し、随時ホームページ等を用い、広報及び注意喚起を行う。</p> <p>さらに、公衆衛生上重要な疾病の簡便かつ短時間で実施可能な抗体検出法を開発する。</p>

(1) - 4 ゲノム高次構造解析を基盤とする新型コロナウイルスの病原性解明に関する試験研究

(研究期間：令和 2～4 年度)

【背景】

これまで、ウイルスゲノムの高次構造がウイルスの複製・翻訳に影響を与

えることが報告されている。しかし、新型コロナウイルスのゲノム情報と病原性の関連については、ほとんど知見が得られていない現状にある。その解明は新たなウイルス学的知見の解明及び新規治療法の開発の一助となる。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<p>新型コロナウイルス感染症に起因する SARS-CoV-2 の全ゲノム解析に必要な試薬及び機器整備を行い、解析技術の習得を図った。</p> <p>現在、281 株について、次世代シーケンサー（NGS）を用いて全ゲノム解析を実施した。そのうち、194 株のゲノム情報を共同研究機関に提供し、高次構造解析を実施している。</p>	<p>引き続き新型コロナウイルスの全ゲノム配列を獲得する。</p> <p>得られたゲノム情報を元に、ウイルスゲノムの高次構造（2次元・3次元構造）をバイオインフォマティクス解析により予測し、ゲノム高次構造が当該ウイルスの病原性に与える影響を解明する。</p>

(1) - 5 感染症発生動向調査事業に係る次世代シーケンサーを用いた病原体の網羅的解析および疾病等への関与に関する試験研究

(研究期間：平成 31(令和元)～令和 6 年度)

【背景】

平時より茨城県感染症発生動向調査事業における把握疾患の原因病原体の特定に努めているが、通常の検査（PCR 法や培養細胞によるウイルス分離等）では、疾患に関連する有意な病原体が特定されない症例が散見される。そのため、病原体の種類を限定することなく検索可能な次世代シーケンサー（NGS）を平成 30 年に整備し、一部症例については NGS を用いた検査も実施しているが、NGS による解析報告は少なく、十分なデータが集積されていない。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<p>これまでの病原体検査結果及び患者情報を鑑み、20 症例について NGS 解析を実施した。その結果、臨床症状へ影響を与えたと考えられる病原</p>	<p>引き続き NGS による病原体の網羅的解析により得られた病原体情報と患者の疫学情報を総合的に検討し、疾患への病原体の関与と臨床症状等</p>

体を一部の症例で特定した。	への影響についての解析を行う。
---------------	-----------------

(1) - 6 茨城県内におけるリケッチア保有マダニの浸潤状況の解明

(研究期間：令和2～7年度)

【背景】

リケッチア感染症は治療の遅れにより重症化しやすく、毎年死亡例がみられる。特にマダニが媒介する日本紅斑熱は発生件数が増加し、発生地域も拡大傾向にある。しかし、好発地域以外では認知度が低く、受診と診断が遅れる傾向がある。本県においては、平成30年に県内で初めて発生し、翌年に初の死亡例も報告された。

本疾病は、媒介するマダニの生息域に関連して発生がみられるが、本県ではこれまでマダニの調査は十分に行われていないため、野外に生息するマダニの実態（種類、分布及び保有するリケッチア）は明らかにされていない。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
	<p>県内数ヵ所でマダニを採取し、形態学的に種を同定して、保有するリケッチアをリアルタイム PCR 法により検出する。検出されたリケッチアは、シーケンサーによる遺伝子解析から種の同定を行う。</p> <p>また、各地域のリケッチア浸潤状況を明らかにし、それらを広く県内に情報提供する。</p>

(2) 食の安全・安心を確保するため、食品中の残留農薬、食品添加物及び化学物質等の分析等に関する調査研究

<p>研究の方向</p> <p>科学技術の発展、食品流通の広域化・国際化などにより食生活を取り巻く環境が変化する中、食品への毒物混入事件など、食の安全・安心を大きく損なう事案が発生し、県民の不安は高まっている。これらの事案の発生を未然</p>

に防止するため、また、事案が発生した際、原因食品や原因物質を速やかに究明するため、検査・分析法を開発及び更新するなど、食品中の化学物質等に関する調査研究に取り組む。

2 試験検査

試験検査に関する業務は、保健所等からの行政依頼により試験検査を行い、その結果を正確かつ迅速に提供することで、県民の安全・安心な生活の確保に寄与するとともに行政施策にも反映されるものであり、当研究所の基盤である。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）」や「食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）」等に基づき、各事業主管課が策定した「茨城県感染症発生動向調査事業実施要項」や「茨城県食品衛生監視指導計画」等に従い、危機管理対策上専門的かつ高度な技術及び設備を必要とする（民間では対応困難な）精度の高い試験検査を実施する（別紙参照）。

3 研究成果等の活用促進

調査研究等により得られた成果は、学会等で発表を行うとともに、学術誌や専門誌への投稿に努める。また、ホームページにおいて公表し、広く普及促進を図る。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>学術誌や専門誌への投稿に努め、学会・研修会等で発表を行うとともに、ホームページにも掲載する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>学会・研修会等で発表：6 回/年</p> <p>調査研究等により確立された試験検査法を行政検査に導入し、行政施</p>	<p>学会等で発表を行うとともに、学術誌や専門誌への投稿に努める。また、ホームページにおいて公表する。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会等での発表：60 回/5 年 (各年 8 回以上) ・学術誌等への投稿：30 本/5 年 (各年 4 本以上)

策を科学的・技術的側面より支援する。	
--------------------	--

4 広報・情報発信・普及啓発

(1) 感染症情報センター

感染症法における感染症の発生予防及びまん延防止のため、本県の感染症発生動向を調査し、患者情報と病原体情報を収集・解析した最新の情報を、迅速に地域や医療機関及び関係機関に還元するとともに、分かりやすく県民等にも提供し、感染症予防対策及び医療機関における診療の推進に寄与する。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>感染症の発生動向を調査し、患者情報と病原体情報を収集・解析した最新の情報を迅速に分かりやすく関係機関及び県民等に提供する。</p> <p>また、流行中であつたり、今後、注意が必要と考えられる疾患について、定期的にホームページにより情報を提供する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>ホームページによる情報提供 ： 1回/月程度</p>	<p>感染症発生動向を調査し、週報及び月報として定期的に発信するほか、最新情報を迅速に分かりやすく関係機関及び県民等に提供する。</p> <p>また、流行中又は今後注意が必要と考えられる疾患及び公衆衛生情報について、随時ホームページにより情報を提供する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>ホームページによる情報提供 ： 4回/月程度 (第2期の平均：43回/年)</p>

(2) 県民意識の醸成

(2) - 1 県民等への情報発信

県民等を対象とした出前講座・研修会等の開催や啓発パネルの展示により、保健衛生等に関する最新情報を提供するとともに、当研究所が実施する調査研究や試験検査等について分かりやすく啓発し、県民の意識向上に寄与する。

また、当研究所の業務を年報としてまとめ、関係機関に発信するとともに、ホームページに掲載して県民等へ広く普及啓発する。

さらに、感染症、食中毒、苦情食品等に関する保健所や医療機関からの専

門的な相談に対し、当研究所が有する様々な科学的根拠に基づいた疫学情報や最新情報を提供する。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>県民等を対象とした出前講座や研修会等を開催し、当研究所で実施している調査研究の成果や試験検査等の必要性を分かりやすく啓発する。</p> <p>【数値目標】 出前講座・研修会等：6回/年</p>	<p>県民等を対象とした出前講座の開催等により、保健衛生等に関する最新情報を提供する。</p> <p>【数値目標】 出前講座等：12回/年 (第2期の平均：11.75回/年)</p>

(2) - 2 薬剤耐性対策の推進

茨城県薬剤耐性対策推進会議の意見を踏まえ、県民等を対象に抗菌薬の適切な使用等について普及啓発し、本県における薬剤耐性対策を推進する。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>令和2年度に県民向け啓発ポスターの作成・配付、医療従事者向け研修動画の作成・配信を実施した。</p>	<p>県民等を対象に普及啓発事業を実施し、本県における薬剤耐性対策を推進する。</p> <p>【数値目標】 普及啓発事業：1件/年</p>

5 外部人材育成、教育活動

県内地域保健関係者及び医療関係者等の資質向上のため、専門的・技術的研修等を企画し計画的に実施する。

また、医療機関における大規模な院内感染事案等が発生した場合、対策会議等において、保健所、医療機関等へ科学的根拠に基づいた専門的な助言を行う。

さらに、次世代の公衆衛生を担う大学生、大学院生及び臨床研修医等の研修生を積極的に受け入れ、社会医学実習や地域保健実習に係る研修を実施する。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>保健所職員、地域保健関係者及び学校関係者等を対象とした専門的研修や技術的研修等を企画し計画的に行う。</p> <p>【数値目標】</p> <p>研修会等：8回/年</p>	<p>地域保健関係者及び医療関係者等を対象とした、専門的・技術的研修等を実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>研修会等：14回/年 (第2期の平均：13.5回/年)</p>

ii) 業務の質的向上、効率化のために実施する方策

1 全体マネジメント

本県における保健衛生及び健康危機対応の科学的かつ技術的な中核機関として、新興・再興感染症や広域化する食中毒の発生等に備え、次のことに取り組む。

- (1) 検査機器の整備・更新及び技術系職員等の人員確保に努め、検査体制の維持・強化を図る。
- (2) 検査の信頼性を確保するため、医薬品等の公的認定試験検査機関として PIC/S (Pharmaceutical Inspection convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme) に、また、食品衛生検査施設として GLP (Good Laboratory Practice) 等に対応できる品質保証体制の整備を図る。
- (3) 「茨城県衛生研究所病原体等安全管理規程」に基づき、当研究所における病原体等の安全管理を確保し、病原体等に起因して発生する暴露及び事故の未然防止を図る。
- (4) 定期的な業務の進捗状況管理や情報の共有とともに、外部の学識経験者等から構成される評価委員会において評価を受け、業務の見直し改善を行い、研究所全体の強化を図る。

2 他機関との連携、調査研究費の獲得

感染症や食中毒など、県民を脅かす健康危機は、県域を越えて広域化する傾向にある。日頃から他県の地方衛生研究所と横の連携を強化するとともに、様々な手法等を先進的に実施している国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研

研究所等と連携し、試験検査の突発的な対応等に備える。

また、研修会等への参加を通じて得られた人的交流を活用し、国立研究機関や大学、その他の研究機関等と連携し、共同研究・研究協力に努める。

さらに、調査研究を効果的・効率的に推進するため、国及び民間の競争的資金等について積極的に情報を収集し応募するなど、調査研究費の獲得・活用を図る。

3 県民ニーズの把握

当研究所が取り組む調査研究は、公衆衛生及び地域保健に関する社会情勢の変化や県民生活の実態を把握している保健所等からの要望などを踏まえて実施することが求められている。また、薬剤耐性対策の推進においては、医療現場のニーズや実態を踏まえた事業に取り組むべきである。

そのため、保健所をはじめとする関係機関や茨城県薬剤耐性対策推進会議と意見交換して現場ニーズの把握に努めるとともに、出前講座等を通して県民から意見を聴取するなど、県民ニーズの把握に努める。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
衛生研究所が取り組む調査研究課題について、保健所及び関係機関又は県民からの意見を把握し、課題設定の参考としていく。 【数値目標】 保健所及び関係機関と定期的な意見交換会の実施：3回/年	関係機関等と意見交換して県民・現場のニーズを把握するとともに、出前講座を通して県民の意見を聴取し、調査研究課題や事業内容の参考とする。 【数値目標】 ・関係機関等との意見交換：8回/年 (第2期の平均：7.5回/年) ・出前講座等：12回/年【再掲】

4 内部人材育成

(1) 研修・修学機会の確保

調査研究や精度を維持した試験検査を行うには、幅広い知識や機器操作技術の習得等が必要である。そのため、国や関連団体等が主催する研修会及び

学会等へ計画的かつ継続的に参加する機会や、大学院課程等で修学する機会を確保し、研究員一人一人の意欲や一層の能力・資質の向上を図る。

(2) 所内研修及び伝達講習

若手研究員に対して必要な知識やノウハウを教え、伝えていくことを主眼とした OJT (On the Job Training) を実施するとともに、最新の知見や技術を有する外部専門家を招聘した技術指導・研修や、研究者倫理及び病原体等安全管理に関する研修等を実施し、研究員一人一人の研鑽を図るとともに調査研究及び試験検査の高度化・効率化を図る。

また、研修会・学会等の参加者が伝達講習を行うことで情報共有し、研究所全体の資質向上に努める。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

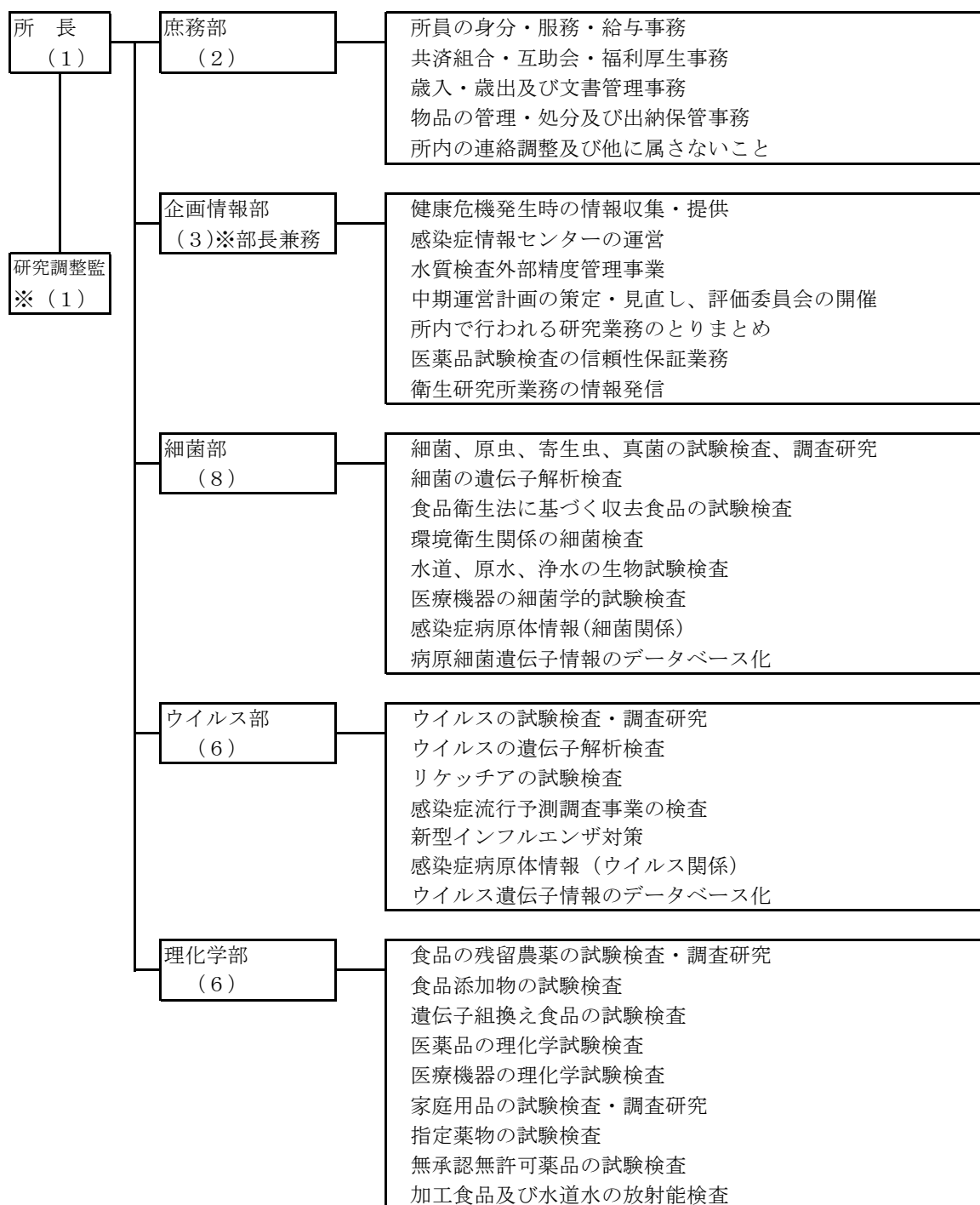
これまでの取り組み	今後の取り組み
【数値目標】 <ul style="list-style-type: none">外部専門家を招聘した研修会 : 2 回/年研究者倫理に関する研修会 : 1 回/年所内発表会 : 1 回/年	【数値目標】 <ul style="list-style-type: none">所内研修会 : 4 回/年 (第 2 期の平均 : 3.5 回/年)

(3) 精度管理

公的試験検査機関として、検査結果の正確性・信頼性の確保を図るため、各外部精度管理事業に積極的に参加するとともに、内部で定期的な精度管理を実施し、検査精度の向上を図る。

IV 組織・人員及び予算（決算）

1 組織・人員（令和2年3月31日現在）



内訳 所属	事務	技 術					計	嘱託 職員	合計
		医師	獣医師	薬剤師	臨床検査 技師	化学			
所長				1			1		1
庶務部	2						2	2	4
企画情報部				1	2		3	1	4
細菌部			1	3	4		8	1	9
ウイルス部			3		3		6		6
理化学部				4		2	6	1	7
計	2	0	4	9	9	2	26	5	31

* 配置定数26人(事務2、技術24)に対し、現員は26人(事務2、技術24)である。

2 予算（平成31年度決算額）

事業主管課	科目	小項目	決算額（千円）	主な事業内容
厚生総務課	保健所管理費	保健所運営費	204	B型肝炎検査
	衛生研究所費	衛生研究所費 （特別電源所在県科学技術振興事業補助金を含む。）	57,096	所内運営（職員給与費は除く。）及び調査研究等
疾病対策課	結核対策費	結核対策費	40	結核対策
	予防費	感染症予防費	23,253	感染症対策全般
		エイズ対策費	1,681	HIV検査
		保健検査費	1,824	薬剤耐性対策等
薬務課	薬事費	薬事指導費	4,655	医薬品試験検査等
		麻薬大麻取締費	328	指定薬物試験検査
生活衛生課	環境衛生指導費	環境衛生指導費	500	レジオネラ属菌検査
	食品衛生指導費	食品衛生費	34,181	食中毒検査等
		乳肉衛生費	610	認定小規模食鳥処理場微生物検査
	水道施設指導費	水道施設指導費	1,338	水道水測定分析外部精度管理等
	動物愛護管理推進費	動物愛護管理推進費	295	狂犬病検査
	秘書諸費	行幸啓関係費	6,500	行幸啓関係試験検査
健康・地域ケア推進課	健康増進費	健康増進対策費	7,459	排水処理施設設備の運転・保守等
管財課	財産管理費	管理諸費	33	公用車管理
合計			139,997	

※千円未満切上げ

衛生研究所が行う試験検査業務

1 計画検査

検査項目	目的・内容等	衛生研究所 担当部	業務主管課	根拠
食肉の試験検査	食肉及びその加工品等による食中毒を防止するため、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌及び腸内細菌科群の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
農産物漬物の試験検査	県内に流通する農産物漬物の安全性を確保するため、食品添加物（ソルビン酸、ソルビン酸カリウム）の試験検査を、浅漬けについては、大腸菌及び腸炎ビブリオの試験検査を行う。	細菌部 ----- 理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
輸入食品の試験検査	県内に流通する輸入食品の安全を確保するため、細菌検査及び理化学検査を行う。	細菌部 ----- 理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
夏期及び年末食品一斉取締りに係る食品の試験検査	細菌性食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末における県内の流通食品の安全性を確保するため、細菌検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
認定小規模食鳥処理場微生物検査	食鳥肉及び食鳥処理施設等の衛生状況を把握するため、サルモネラ属菌及びカンピロバクター属菌の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
県内産魚介類の試験検査	県のさかな「ひらめ」等の汚染状況を把握するため、粘液胞子虫などの寄生虫の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
水道水質調査事業に伴う試験検査	水道原水及び浄水中のクリプトスポリジウム等の存在状況を把握し、水道施設の適正な施設管理に資するため、水質検査を行う。	細菌部	生活衛生課	病原性微生物等実態調査実施要領
感染症流行予測調査事業に伴う試験検査	予防接種事業の効果的運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測するため、ヒトのインフルエンザ、麻疹及び風しんの抗体保有状況調査並びにブタの日本脳炎抗体保有状況調査を国から受託する。	ウイルス部	疾病対策課	感染症流行予測調査実施要領
蚊の生息状況調査	蚊が媒介する感染症のまん延防止のため、定点観測地点で捕獲された蚊を鑑別し、媒介種の病原体（デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルス）遺伝子検査を実施する。	ウイルス部	疾病対策課	蚊の生息状況調査（定点モニタリング調査）実施要領
二枚貝中のノロウイルスの試験検査	二枚貝類のノロウイルス等の汚染状況を把握し、ノロウイルスによる食中毒を防止するため、二枚貝中のノロウイルスの検査を行う。	ウイルス部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
県内流通医薬品等の試験検査	県内に流通する医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、規格適合状況について検査を行う。	理化学部	薬務課	県内流通医薬品試験検査実施要領
後発医薬品の試験検査	後発医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するため、全国一斉に行われる監視指導に伴い、国の指定する品目について検査を行う。	理化学部	薬務課	茨城県医薬品・医療機器等一斉監視指導実施要領
医療機器の試験検査	医療機器の有効性と安全性を確保するため、全国一斉に行われる監視指導に伴い、国の指定する品目について検査を行う。	細菌部 ----- 理化学部	薬務課	茨城県医薬品・医療機器等一斉監視指導実施要領
無承認無許可医薬品の試験検査	いわゆる健康食品に紛れ込む無承認無許可医薬品の流通防止とそれらが原因となる健康被害を未然に防止するため、健康食品中の医薬品成分含有状況の検査を行う。	理化学部	薬務課	無承認無許可医薬品対策事業実施要領
家庭用品の試買試験検査	人の健康に被害を及ぼすおそれのある物質を含有する家庭用品を発見・排除し、県民の健康被害の発生又は拡大を防止するため、家庭用品中の有害物質含有状況の検査を行う。	理化学部	薬務課	家庭用品試買試験検査実施要領
指定薬物等の試験検査	危険ドラッグの流通を防止し、健康被害の発生を防止するため、指定薬物等の検査を行う。	理化学部	薬務課	危険ドラッグ買上検査事業実施要領
食品の残留農薬試験検査	県外産農産物及び輸入野菜の安全性を確保するため、残留農薬の検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
遺伝子組換え食品の試験検査	安全性未審査の遺伝子組換え農産物の流通を防止するとともに、審査済み遺伝子組換え農産物の適正な使用を確認するため、検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画

検査項目	目的・内容等	衛生研究所 担当部	業務主管課	根拠
食品添加物の 試験検査	県内に流通する輸入食品の安全性を確保するため、食品添加物の検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生 監視指導計画
加工食品の放射性物 質試験検査	県民等の食品放射性物質汚染に対する不安解消及び安全性を確保するため、加工食品中の放射性セシウムを測定する。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生 監視指導計画
イノシシ肉の放射性 物質検査	原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の中、イノシシ肉を食品として流通させるため、石岡市内イノシシ肉加工施設が受け入れた肉について放射性セシウムを測定する。	理化学部	生活衛生課	イノシシ肉の放射性 物質検査実施要領
水道水の放射性物質 試験検査	県民等の水道水放射性物質汚染に対する不安解消及び安全性を確保するため、水道原水及び浄水中の放射性セシウムを測定する。	理化学部	生活衛生課	(通知)水道水放射性 物質モニタリングの 実施について

2 行政依頼検査

検査項目	目的・内容等	衛生研究所 担当部	業務主管課	根拠
感染症法に基づく届 出に伴う疾患の試験 検査	感染症法に基づく届出疾患について、病原体を特定・確認するため、検査を行う。	細菌部 ----- ウイルス部	疾病対策課	茨城県感染症発生 動向調査事業実施 要項
感染症の発生の状況 及び動向の把握に伴 う試験検査	県内の病原体定点（小児科、インフルエンザ、眼科、基幹）から依頼された検体について、県内の流行状況を把握するため、病原体の検査を行う。	細菌部 ----- ウイルス部	疾病対策課	茨城県感染症発生 動向調査事業実施 要項
感染症の発生予防及 びまん延防止に伴う 試験検査	感染症の発生予防及びまん延を防止するとともに、原因を究明するため、病原体の検査を行う。	細菌部 ----- ウイルス部	疾病対策課	茨城県感染症発生 動向調査事業実施 要項
感染症及び食中毒事 例の分子疫学解析	感染症及び食中毒の集団的又は広域的発生事例における原因究明等のため、分子疫学解析を行う。	細菌部 ----- ウイルス部	疾病対策課 生活衛生課	茨城県感染症発生 動向調査事業実施 要項 他
結核対策予防事業に 伴う試験検査	県内における結核のまん延を防止するため、患者の感染源の把握を目的とした結核菌遺伝子解析等の検査を行う。	細菌部	疾病対策課	茨城県結核 予防計画
犬の狂犬病検査	狂犬病の国内発生が確認されていない現状にあって、狂犬病に罹患した動物を確実に探知するため、犬の狂犬病検査を行う。	ウイルス部	生活衛生課	茨城県狂犬病検査 実施要領
化学物質に係る試験 検査	化学物質による事故等が発生したとき、健康被害を最小限に抑えるため原因物質を特定するための理化学検査を行う。	理化学部	業務課	茨城県健康危機管 理指針
食中毒及び苦情食品 に伴う試験検査	食中毒等、食品に起因する事故発生時や食品の苦情原因を調査するため、必要に応じて微生物検査や理化学検査を行う。	細菌部 ----- ウイルス部 ----- 理化学部	生活衛生課	茨城県食中毒事故 処理要領
レジオネラ症防止に 伴う試験検査	レジオネラ症の発生届出時に、関連の浴槽水等について、原因を究明するためレジオネラ属菌の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	レジオネラ症 防止指針